

付 議 第 7 号

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 26 年 2 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「のとおりに」を「に定めるとおり」に改める。

第3条ただし書中「必要であると」を「必要があると」に、「これを」を「休業日を」に改める。

第5条第1項第1号中「教育委員会の」を「教育委員会若しくはその命を受けた者が」に改める。

第6条の見出しを「（使用料の納付）」に改め、同条中「伴う利用にあつては」を「伴って青少年の家を利用する場合は」に、「規定する額」を「定める計算単位当たりの使用料の額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの使用料の額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に改める。

第9条第1項中「青少年の家を利用する者」を「利用者」に、「停止されたときは、」を「停止させられたときは、直ちに」に改め、同条第2項中「施設」を「青少年の家の施設」に改める。

第10条中「施設」を「青少年の家の施設」に改める。

第11条第3号中「及び設備」を「、設備等」に改め、同条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第12条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第13条第1項第1号中「以下この条」を「以下この項」に改め、同項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改め、同項第4号中「支援する」を「及び支援す

る」に改める。

第14条第2号中「経費」を「経費等」に改め、同条第3号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第16条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「その賠償の責め」を「、賠償責任」に改める。

第18条中「個人情報」を「、個人情報」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

区分	計算単位	計算単位当たりの使用料
中学生以下の者	1人1泊	220円
青少年（中学生以下の者を除く。）	1人1泊	390円
青少年以外の者	1人1泊	760円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき使用料については、なお従前の例による。

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案 説明

この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立青少年の家の使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（抜粋）

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 青少年（25歳未満の者をいう。以下同じ。）の宿泊を伴う研修、講習、野外活動等の用に供するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、高知県立青少年の家（以下「青少年の家」という。）を別表第1 に定めるとおり設置する。

（休業日）

第3条 青少年の家の休業日は、月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が管理する青少年の家にあつては指定管理者が必要があると認める場合であつてあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

（利用の許可の取消し等）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は教育委員会若しくはその命を受けた者が指示した事項に違反したとき。

(2)～(5) 略

（設置）

第1条 青少年（25歳未満の者をいう。以下同じ。）の宿泊を伴う研修、講習、野外活動等の用に供するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、高知県立青少年の家（以下「青少年の家」という。）を別表第1 のとおり設置する。

（休業日）

第3条 青少年の家の休業日は、月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が管理する青少年の家にあつては指定管理者が必要であると認める場合であつてあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

（利用の許可の取消し等）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は教育委員会の指示した事項に違反したとき。

(2)～(5) 略

2・3 略

(使用料の納付)

第6条 利用者は、宿泊を伴って青少年の家を利用する場合は、別表第2に定める計算単位当たりの使用料の額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの使用料の額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の使用料を県に納付しなければならない。

(原状回復義務)

第9条 利用者は、その利用を終えたとき又は第5条第1項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき第4条第1項（第5条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに青少年の家を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第16条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった青少年の家の施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第10条 青少年の家を利用する者又は指定管理者は、故意又は過失

2・3 略

(使用料)

第6条 利用者は、宿泊を伴う利用にあつては、別表第2に規定する額の使用料を県に納付しなければならない。

(原状回復義務)

第9条 青少年の家を利用する者は、その利用を終えたとき又は第5条第1項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき第4条第1項（第5条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、青少年の家を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第16条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第10条 青少年の家を利用する者又は指定管理者は、故意又は過失

により青少年の家の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 青少年の家の施設、設備等の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、青少年の家の設置の目的を達成するために教育委員会が必要があると認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第12条 第2条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

(1) 前条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書

(2) 略

(指定管理者の指定等)

第13条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1) 前条第1号の事業計画書（以下この項において「事業計画書」という。）による青少年の家の管理が青少年の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 略

により施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 青少年の家の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、青少年の家の設置の目的を達成するために教育委員会が必要であると認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第12条 第2条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

(1) 前条各号に規定する業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書

(2) 略

(指定管理者の指定等)

第13条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1) 前条第1号の事業計画書（以下この条において「事業計画書」という。）による青少年の家の管理が青少年の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 略

(3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。

(4) 青少年の家における青少年の活動を理解し、及び支援することができるものであること。

2 略

(事業報告書の作成及び提出)

第14条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第16条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 略

(2) 業務に係る経費等の収支状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による青少年の家の管理の実態を把握するために教育委員会が必要があると認めるもの

(指定の取消し等)

第16条 教育委員会は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害

(3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できるものであること。

(4) 青少年の家における青少年の活動を理解し、支援することができるものであること。

2 略

(事業報告書の作成及び提出)

第14条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第16条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 略

(2) 業務に係る経費の収支状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による青少年の家の管理の実態を把握するために教育委員会が必要であると認めるもの

(指定の取消し等)

第16条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害

が生じても、県は、賠償責任を負わない。

(秘密保持義務)

第18条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

別表第2（第6条関係）

区分	計算単位	計算単位当たりの使用料
中学生以下の者	1人1泊	220円
青少年（中学生以下の者を除く。）	1人1泊	390円
青少年以外の者	1人1泊	760円

が生じても、県はその賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務)

第18条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の規定を遵守し個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

別表第2（第6条関係）

区分	単位	使用料
中学生以下の者	1人1泊	230円
青少年（中学生以下の者を除く。）		400円
青少年以外の者		790円